

第 6 3 号 議 案

中野区立教育センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 9 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

教育センターの分室を設置する必要がある。

## 中野区立教育センター条例の一部を改正する条例

中野区立教育センター条例（昭和58年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 教育センターに次のとおり分室を設置する。

名称	位置
中野区立教育センター分室	東京都中野区野方一丁目35番3号

附 則

この条例は、令和3年11月29日から施行する。